

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第2974号)

令和5年1月25日

横情審答申第2974号

令和5年1月25日

横浜市長 山中 竹春 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

令和3年6月17日瀬生第293号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「取扱処方箋数届書全4件（平成29年から令和2年まで 特定法人特定
薬局）」の一部開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「取扱処方箋数届書全4件（平成29年から令和2年まで 特定法人特定薬局）」を一部開示とした決定のうち、前年における総取扱処方箋数を非開示とした決定は妥当ではなく、開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「取扱処方箋数届書全4件（平成29年から令和2年まで 特定法人特定薬局）」（以下「本件審査請求文書」という。）の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和3年4月26日付で行った一部開示決定（以下「本件処分」という。）を取り消し、本件処分において非開示とした前年における総取扱処方箋数（以下「総取扱処方箋数」という。）の開示を求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第3号ア及び第4号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 総取扱処方箋数は、事業活動を行う上での内部管理に属する情報であり、公にすることにより、薬局間の実績比較が可能となる。総取扱処方箋数は、薬局の経営方針等、営業上のノウハウに繋がる情報であり、事業活動が損なわれるおそれがあることから条例第7条第2項第3号アに該当し、同号ただし書に該当しない。
- (2) 本件審査請求文書のうち、法人代表者の印影については、薬局の管理者が契約等に使用する印の印影であり、公にすることにより、第三者に偽造されるなどして財産権が侵害されるおそれがあるため条例第7条第2項第4号に該当する。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書、反論書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 非開示にした総取扱処方箋数の開示を求める。

- (2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第8条の2に基づき、当該薬局から神奈川県知事へ報告した『処方せんを応需した患者数』として明記されていること、それらが県による電子媒体によるインターネット等での閲覧が、自由に可能であり、当該薬局内でも書面による患者への閲覧を義務付けられており、公知の事実近く、非開示に当たらない。
- (3) 患者数が、知事に直接報告されており、薬局に調剤申込を行うために処方箋を手交しており、保健所設置市の保健所に届け出る総取扱処方箋数と等価のものである。実施機関に届出した総取扱処方箋数の開示を拒む所以はなく、開示を求める。
- (4) 保険薬局の多店舗展開している薬局グループでは、処方せんの付け替え行為で、診療（調剤）報酬保険金詐欺が横行しており、当該薬局で調剤申込と患者が手渡した処方せん数の監視、監督が必要な所である。
- (5) 総取扱処方箋数は、当該薬局開設者の自己申告によるものであり、その数は、確固たる裏付けに基づいておらず、いわば架空、粉飾等のことも十分あり得ることから、その数が、処方箋単価、総額がない限り、直ちに法人事業の内部管理上に影響するもの或いは他業者との比較対象に値するものではないと言える。

5 審査会の判断

(1) 総取扱処方箋数の届出に係る事務について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号。以下「令」という。）第2条の13では、「薬局開設者は、・・・毎年3月31日までに、前年における総取扱処方箋数（前年において取り扱った眼科、耳鼻咽喉科及び歯科の処方箋の数にそれぞれ3分の2を乗じた数とその他の診療科の処方箋の数との合計数をいう。・・・）を薬局の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。」と規定されている。なお、同条の「都道府県知事」は、保健所を設置する市においては「市長」と読み替えられる（令第2条の2）。また、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）第17条第2項では、令第2条の13の規定による届出は、同規則様式第7の取扱処方箋数届書の提出によって行うことが規定されている。

横浜市においては、取扱処方箋数届書の受理に関する事務は、横浜市保健所長委任規則（平成19年3月横浜市規則第31号）第18項第25号の規定により、横浜市保健所長に委任されている。また、横浜市保健所及び福祉保健センター条例（平成13年

9月横浜市条例第38号)第3条の規定により、横浜市保健所には支所である福祉保健センターが設置されており、瀬谷区の区域における当該事務は、横浜市瀬谷福祉保健センターが分掌している。

(2) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、特定薬局の開設者である特定法人が平成30年から令和3年までの各年において、特定薬局の総取扱処方箋数を届け出るために、横浜市瀬谷福祉保健センターに提出した取扱処方箋数届書計4件からなる。本件審査請求文書には、届出者である特定法人の所在地、名称及び代表者の氏名、特定薬局の名称及び所在地、前年において業務を行った期間及び日数、総取扱処方箋数等が記載され、特定法人の代表者の氏名の横には特定法人の代表者印が押印されている。

実施機関は、このうち、総取扱処方箋数を条例第7条第2項第3号に該当するとして、当該押印に係る印影を同項第4号に該当するとして非開示としている。

審査請求人は、審査請求書において、本件審査請求文書に係る総取扱処方箋数の開示を求めているので、当該情報について、以下検討する。

(3) 条例第7条第2項第3号アの該当性について

ア 条例第7条第2項第3号では、「法人その他の団体・・・に関する情報・・・であって、次に掲げるもの。・・・ア 公にすることにより、当該法人等・・・の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」については開示しないことができると規定している。

なお、「正当な利益を害するおそれ」があるか否かの判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められると解される。

イ 実施機関は、本件審査請求文書に係る総取扱処方箋数は薬局の経営方針等、営業上のノウハウに繋がる情報であり、開示することにより、事業活動が損なわれるおそれ等があるため、本号アに該当すると主張している。

そこで、当審査会で不明な点について実施機関に説明を求めたところ、次のとおり説明があった。

(ア) 調剤薬局は、物販を行わない限り、処方箋に基づく調剤により発生する調剤報酬が売り上げの全てとなる。

(イ) 調剤報酬の計算に必要な調剤報酬点数表や薬局ごとの加算の算定状況は薬局に掲示をする義務がある。また、調剤報酬の中には、処方箋受付1回ごとに算定される調剤基本料がある。なお、処方箋受付の回数については、厚生労働省

保険局医療課医療指導監査室作成の『保険調剤の理解のために』という資料に、同一患者から同一日に複数の処方箋を受け付けた場合、同一医師又は一連の診療行為に基づく処方箋については一括して受付1回と数える等の算定方法が記載されている。

(ウ) 総取扱処方箋数と前年の処方箋受付の回数には、一定の相関関係が認められる。このため、調剤薬局の総取扱処方箋数に調剤基本料を掛け合わせることで、当該調剤薬局の前年の売上高のベースラインに近い数字の算出が可能になると考えられる。

ウ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。

実施機関の説明によれば、調剤基本料は処方箋受付1回ごとに発生するとのことである。この点、患者が1回の受付で複数の処方箋を提出する場合もあることや、令第2条の13において、総取扱処方箋数の算定に当たっては眼科等の処方箋の数には3分の2を乗じることが定められていることなどからすれば、総取扱処方箋数と前年における処方箋受付の回数とは必ずしも一致しないと認められる。また、調剤報酬は、処方箋受付の回数に応じて算定される調剤基本料だけではなく、処方する薬の種類による加算等も含めて計算されるものである。

このため、総取扱処方箋数と前年における処方箋受付の回数との相関関係は強いものではなく、総取扱処方箋数に調剤基本料を掛け合わせても、必ずしも当該調剤薬局の前年の売上高に近い数字の算出が可能になるとはいえない。

また、処方箋を応需した患者数と総取扱処方箋数は一致するものではないが、神奈川県が特定薬局に係る処方箋を応需した患者数を公表していることから、特定薬局がどの程度利用されているかは既に公になっていることができ、特定薬局の経営状況等は、本件審査請求文書に係る総取扱処方箋数を開示しなくても、ある程度推察され得る状況にある。

これらのことからすれば、本件審査請求文書に係る総取扱処方箋数は特定法人が事業活動を行う上での内部管理に属する情報ではあるものの、その開示により、新たに特定薬局の経営状況等が相当程度公になるとはいえないから、特定法人の事業活動が損なわれるおそれについて、法的保護に値する蓋然性までは認められない。

したがって、本件審査請求文書に係る総取扱処方箋数は、公にすることにより、特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するものではなく、本号ア

に該当しない。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を一部開示とした決定のうち、総取扱処方箋数を非開示とした決定は妥当ではなく、開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 西川佳代、委員 飯島奈津子

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和3年6月17日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和3年6月30日	・審査請求人から意見書を受理
令和3年7月15日 (第271回第三部会)	・諮問の報告
令和3年7月26日	・実施機関から反論書の写しを受理
令和3年7月27日 (第351回第一部会) 令和3年7月28日 (第402回第二部会)	・諮問の報告
令和4年10月12日 (第424回第二部会)	・審議
令和4年10月26日 (第425回第二部会)	・審議
令和4年11月9日 (第426回第二部会)	・審議
令和4年11月24日 (第427回第二部会)	・審議